

1. 件 名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（玄海原子力発電所及び川内原子力発電所 設置変更許可申請（標準応答スペクトル¹の規制への取り入れ））

2. 日 時：令和5年10月13日 13時30分～14時05分

3. 場 所：原子力規制庁 8階A会議室（一部TV会議システムを利用）

4. 出席者：（※ TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

忠内安全規制調整官、天野安全管理調査官、江崎企画調査官※、
宮本上席安全審査官、片桐主任安全審査官、熊谷主任安全審査官、
藤原主任安全審査官、小野安全審査官、山浦技術参与

九州電力株式会社：

原子力発電本部 原子力工事グループ長、他7名

原子力発電本部 原子力設備グループ長※、他7名※

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. その他

提出資料：

- （1）玄海原子力発電所3号炉及び4号炉 標準応答スペクトルの規制への取り入れに伴う改正規則等への適合性について（GSs-1-2）
- （2）玄海原子力発電所3号炉及び4号炉 標準応答スペクトルの規制への取り入れに伴う改正規則等への適合性について 伊方発電所3号炉との比較表（GSs-1（比較）-2）
- （3）玄海原子力発電所3号炉及び4号炉 発電用原子炉設置変更許可申請書比較表（震源を特定せず策定する地震動）（本文五号、経理的基礎、添付書類五、添付書類八）（GSs-7-0）
- （4）川内原子力発電所1号炉及び2号炉 標準応答スペクトルの規制への取り入れに伴う改正規則等への適合性について（SSs-1-1）
- （5）川内原子力発電所1号炉及び2号炉 標準応答スペクトルの規制への取り入れに伴う改正規則等への適合性について 伊方発電所3号炉との比

¹ 「震源を特定せず策定する地震動に関する検討チーム」の検討結果において「震源を特定せず策定する地震動（全国共通）」として取りまとめた標準応答スペクトルをいう。

較表（SSs-1（比較）-2）

- （6）川内原子力発電所1号炉及び2号炉 発電用原子炉設置変更許可申請書
比較表（震源を特定せず策定する地震動）（本文五号、経理的基礎、添付
書類五、添付書類八）（SSs-7-0）
- （7）川内原子力発電所1号炉及び2号炉 地形変更に伴うアクセスルートへ
の影響について

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:00	はい。規制庁の小野です。
0:00:06	それでは川内と玄海の標準応答スペクトルのヒアリングを開始したいと思います。それでは九電さんの方から説明お願いいたします。
0:00:18	はい。九州電力笠野です。それでは資料に基づいて説明をさせていただきます。まず、先代原子力発電所の方の資料の資料番号で S s -1、
0:00:30	-1、
0:00:32	改正規則等への人員構成についてという資料に関して、
0:00:37	修正箇所を主にご説明させていただきたいと思っております。
0:00:45	仙台の方で、条文の整理の中で、
0:00:48	特重施設に関して悪影響防止等に関しての整理の仕方に関してのところですがページでいうと、
0:00:56	31 ページを開いていただけると、
0:00:59	わかりやすいかなと思っております。
0:01:03	3030 日の方で条文の整理という形で、設置が遅延規則の条文に対して
0:01:09	金しているものに関して丸尾町でおるところでございますが、
0:01:15	42 条に関して川内、もともとバツにさせていただいてました。
0:01:21	それご説明の仕方としては 43 条側で、
0:01:26	悪影響防止等は整理する、しているというような形で説明をしていたところですが、町直下からの流れ町町家の整理の仕方、
0:01:36	今回の申請でもなぞらえた方が、
0:01:40	よかろうというところでちょっとここを川内川直させていただいて、
0:01:45	特重施設に関する悪影響防止、
0:01:48	等に関する
0:01:51	整理としては 42 条側で仙台に関しては、市長会でそういうふう整理をしておりますので、ここの 42 条②、
0:02:00	関連条文として挙げさせていただこうと思っております。
0:02:04	関連して、
0:02:07	37 ページの方で、
0:02:10	ところ、
0:02:12	こちらの既許可の設計法、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:17	市長会における設計方針を
0:02:19	つらつら書いておるところですがここを42条のところ、追加をさせていただきますところになります。
0:02:28	42条、じゃなくて、本心を、
0:02:32	5件が修正箇所としては、以上で、あともう1個、
0:02:38	一番最後のところに、添付資料4としてSDの設定根拠に関して、
0:02:45	前回ヒアリングで、コメント回答資料という形で、ご提示させていただいたものを、この資料の中に合本をしております。ページでいうと46ページから、
0:02:55	になっても、
0:02:58	こちら1、一度9月の2020日の2、資料提出のみをさせていただいたところではありますが、
0:03:08	この中身22だから9月19日からの修正箇所という形で赤字を入れております。
0:03:17	ここの中身に関しても、
0:03:20	修正箇所に関してご説明をした方がよろしいでしょうか。
0:03:34	九州電力李です。SDの設定根拠については、10月5日の審査会合でご説明した内容から、変わっておりません。
0:03:52	あ、はい加来の発言のところのやつは48ページのところに載っている図で右側の見解の方、黄色ハッチングかけてる箇所はちょっと適正化をさせていただいてますはい。
0:04:07	あと、もう1個同じ資料1シリーズ玄海側の改正規則等への適合性に関して、
0:04:14	ですがこちらの添付資料4としてSDの設定根拠を追加をしている程度の修正。
0:04:22	になっております。
0:04:26	ちょっと関連して、比較表、先行の伊方さんとの比較表も同じく、川内川ですけど、
0:04:37	先ほどの条文整備の箇所、
0:04:39	修正を敷いております。具体的に言いますと、
0:04:47	右下の方14ページのところになりますが、
0:04:51	42条を仙台が0にすることにあたってちょっと説明内容、説明としては備考欄は、先行さんと同じような記載ぶりになるうかと思っております。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:08	あと土地とかの設計方針を記載をしているところとして比較表でいうと右下 20 ページのところ、
0:05:16	記載をしておりますが、
0:05:21	熊木さん方針の相違等はございますが、大きな違いとしては、特にはないかなと思っております。
0:05:32	説明、一般資料 1 の説明としては以上になります。
0:05:41	はい。規制庁の尾野です。それでは規制庁側から何か確認ありますか。
0:05:56	江崎さんありますか。
0:06:00	ごめんなさい。ちょっと今、
0:06:02	手間取ってたんで、
0:06:04	すいません、私の方からですね、ちょっと簡単に。
0:06:10	確認したいことがあるんですけど、
0:06:12	まあ大した話じゃないんですけども、今後ってというかですね将来的に、
0:06:18	荒谷は追設等あった場合ですね、その時に、SDはどう考えるかということで、
0:06:24	場合によっては今回、
0:06:27	S版SDワンSD通ってというのは0.6 だったら、0.55 でも問題ないんじゃないんだってという説明があったんですけど、今後その
0:06:38	仮にその係数を0.5 とすることは、あってもですね我々としては、基本的にそこには、その時に説明またいただければですね、問題ないかなと思っておりますが、
0:06:51	そんなふうには考えてますが、
0:06:54	そっちの方ではどんなふうに考えられてるかっていうことで、将来の話なんで、いや、何か確約するものではないと思うんですが、その辺の辺りの考え方だけでもちょっとお聞かせ願えればと思います。
0:07:22	それはおっしゃる。
0:07:27	九州電力の山下です。仙台 12 号に関しましては、ここでこれまで通り、SSアンドウSSは0.6 を使っておりますので、ここをあえて緩和するようなことは、執行はしないということだと思えますけれども、
0:07:42	もし仮にですね、新しく

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:07:45	プラントをつくるなりといった場合は、S s 吳の係数を見直すということは、検討することはあると思います。
0:07:55	ただ、おそらく他のプラントとの並びも考えてですねそういったところは検討されると思いますんで、ちょっと今の段階でこうですとは言えないですけども、
0:08:06	基本的には旧来プラントの考え方を踏襲していくものだというふうに考えております。
0:08:13	規制庁江田です。わかりました取りだけで急遽、0.5に変えるってことは、考えてはいないけどもそういう選択肢も将来的にはあり得るということで、
0:08:27	将来の話なんで確約はどうなるかわからないけども、そういうことか。
0:08:31	考えられないこともないということで一応こう理解しました。以上です。
0:08:39	規制庁のです。
0:08:41	あれでしたっけ。前回もこの後説明すんですけど仙台。
0:08:45	いや、もう今情報とか、そういうことですよ。わかりました。
0:08:50	仙台の方なんですけどまず、
0:08:55	会合で、
0:08:57	説明してた参考資料8でしたっけ、原価の、
0:09:04	設備使ってっていうやつのあるって、まとめ資料は、
0:09:10	注射電力笠野です。
0:09:13	古藤の下の見通しの資料に関してちょっと、取り扱いをちょっと今日まさしくご相談させていただこうと思ってたところでした前回コメント回答資料という形で、
0:09:23	ご提示させていただいたところですけど、何かナカミイがちょっと細かすぎるっていう話もあった、したので、
0:09:30	内容をつけるにあたって、会合資料程度のものを、添付をした方がいいのか、それともコメント回答資料という扱いのままにした方がいいのかというところをちょっと、
0:09:42	我々も若干悩んでるところがあります。9電ヤギです。補足させていただきますと、コメント回答資料そのものを、補足としてここに添付5で付ける分には我々としても、
0:09:55	修正もいらないんでですね、いいかなと思いますし、介護向けには細かく、だけど補足としてそれでよければそのままさせていた

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	だきますただ、許可段階として細かいっていう話であれば、会合の
0:10:07	資料程度とすることも可能かなというふうに考えてございます。
0:10:12	規制庁の尾野ですありがとうございますちょっとあれですね我々ののは、この間のヒアリングの発言でちょっと迷ってしまったのかなっていうところもあるんですけども、我々も補足説明資料の立て付けっちゃんのは理解してて、許可のその方針変わらない見通しを示してるもので、
0:10:29	やってますってということで介護はそのエッセンスを載せましたってということなんですけれども、もうせっかくこちらの方でも確認してますので、
0:10:38	コメント回答で、作成していただいた資料そのまま最後につけていただくけれど、
0:10:45	いいかなと思うんですけども、よろしいでしょうか。
0:10:56	九州電力八木です。はい。承知いたしました添付資料5という形でつけさせていただくことで考えたいと思います。規制庁の野田です。お手数ですけどよろしく願いいたします。
0:11:09	あとごめんなさい、もう1点だけちょっと確認させていただきたいことがありまして、これちょっと
0:11:16	九州電力さんの考えだけ教えていただけたらと思うんですけども先ほどの衛藤。
0:11:22	関連条文のところ確認させていただきたいんですけども、
0:11:28	ちょっとすいません前にも聞いたかもしれないんですけども、ちょっともう一度再確認のために教えていただきたくて、
0:11:37	仙台の方の資料だと30ページになります。
0:11:41	エスワンの案ですね。
0:11:44	で、5 5条
0:11:47	まずその余震荷重のところ
0:11:53	SDについては余震荷重を作成して、
0:11:59	作成した余震荷重を包絡するように、すべてのSDを設定しますってというのが、9電の特徴で、それは9電としての
0:12:10	特徴はそのSDの代表を決めずに、すべてのSDを設定してるってところが特徴的ですとそれを踏まえて今回SDが追加されるので、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:12:20	一応関係するっちゅうことで関連条文として、5条を挙げましたと、そういう理解をしています。一方で、その申請書上見ると、余震荷重で別にそのSDですよとあってというのは本文とかテンパチで限定してるわけではないんだけど、
0:12:41	9電としては細くまで見たとき自分たちのプラントっていうのは、他の今出てい方とか等にあと他の多分すべてのプラントかな、も含めて
0:12:53	代表SDっていうのを限定。
0:12:56	しているわけじゃないので、ちょっと補足で細かい話になるんだけど、関連条文としてみずからあげましたっちゅう整理でいってことですよ。
0:13:09	はい。九州電力から入江です。今尾野さんが説明されたご認識の通りで、本文テンパチ上はSDと限定している。
0:13:19	ような記載は読めないんですけども、この余震荷重という裏には、設計で弾性設計地震動を余震荷重として使っていると。だから
0:13:29	書いて、本文テンパチでは書いてないんだけど、設計で使っているから、みずからこう丸尾、関連条文としたという、
0:13:39	流れになっております。
0:13:41	規制庁の佐野わかりました。理解できました。あれですね一応テンパチの適合性説明でも、今回つけても当初申請の時からつけてますそれは、
0:13:49	そのままの方向で変更する予定もないっちゅうことで、
0:13:55	あれなんですかね
0:13:58	特定せずの
0:14:02	申請とかに限らず、今までのその他の変更許可との考え方は、スタンスとしては一緒っちゅうことですよ。
0:14:16	はい。九州電力、入江です。はい。既許可との考え方は一緒です。今回特定せずというのは地震動が変わるというちょっとレアケースな改正だったんですけども、地震動が変わるということは、SDも変わる。
0:14:30	SDを用いて評価してる情報は何かというと、ときに、五条も該当したということです。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:14:38	規制庁のサノわかりましたこの辺は言い方とか、頭にとかも先行でもうすべて出てきてありますけれどもそこは何か各社によって考え方が違って、
0:14:49	そこは今までの許可との整合性を取りながら、自分たちの電力会社で必要なものを自分たちの範囲で上げてるということで理解しました。
0:14:59	ごめんなさい、もう1点だけ教えていただきたいのは、
0:15:05	玄海の42条は、今その悪影響防止とかの観点っていうのはすでに
0:15:14	本体、特重許可の時に43条側で整理してたので42条ないんですよっていう話なんですけれども、一応確認させていただきたいんですけども、1-60-1。
0:15:24	一つの施設の要件で、39条とか、38条40条とか書いてあるんですけども一応そこをあげなかった理由っていうのを教えていただけますか。
0:15:35	九州電力笠野です。先ほどおっしゃられたのは設置加治園地則の解釈の42条の、
0:15:43	2のところ
0:15:45	383940を見た、満足する施設は1、1の施設であるという記載が、
0:15:53	あります。これ我々としては、解釈でその本体の条文の幼虫
0:16:02	の内容を一つに束ねるような形。
0:16:05	あと42条から直接的に、
0:16:08	要求がされているわけではないのかなというふうに考えておまして、今のところその解釈の2を紐付けて関連してるかしないかというところは、
0:16:19	今の素行は考慮はしていないというような形になります。
0:16:26	はい。
0:16:29	九州電力入江です。補足しますと今回のですね、条文の関連常務の考え方というのは、S s - Dで評価しているものをもれなく上げようというものです。なので三条、
0:16:42	四条39条38条を挙げれば大体のものはカバーできる。それでカバーできないものとして火災とか溢水、それから第3直流の特に高い信頼性とか、
0:16:53	そういったものを漏れなく拾っていくと、そうした場合に42条というのは限界については、他の38条39条で、耐震要求を満たしているんで、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:17:04	43 条側で悪影響防止も、S A 設備としてカバーできているんで、あえて設置要求でなっている、42 条限界は上げなくていいかなという考えでバツにしています。他でカバーできると。
0:17:19	あ、規制庁のですよく理解できましたさっきの五条もそうだと思うんですけど例えば苦情とか考えたときに、苦情とかだと低耐震クラスの
0:17:28	1 水源となるものとかもしくはその低耐震クラスをS s 機能維持するものの方がいいのかはS s の評価しますよとそれはS s 増えたその評価か、見ないといけないですよという、
0:17:39	さっきの余震の話もSD 増えたらその余震荷重の立て付けちゅうものが変わるかもしくは包絡線でやってるかわかんないかもしれないんですけども、その評価が増える条文を関連条文として拾ってきてるちゅうことで理解しました。ありがとうございます。
0:17:55	他ありますか。
0:18:03	規制庁の方です。ちょっと一旦、
0:18:06	庁内で調査させてください。
0:19:13	あ、規制庁のです。続きの説明をお願いします。
0:19:19	はい。質問のありましたアクセスルートについてご説明させていただきます。資料、A3 の横の資料になります。
0:19:28	アクセスルート、
0:20:01	あ、規制庁のオノですちょっと次の資料なんですけどちょっとマスキング箇所の取り扱いがあってちょっとちょっと1 回9 電さんの方で調整するので、一次ヒアリングを中断します録音停止します。
0:20:23	はい規制庁ので録音開始しまして、次の資料なんですけれども、資料自体が全部マスキングは図面でマスキングになりますので、
0:20:35	1 度、止めて、録音を止めて
0:20:40	ヒアリングをしたいと思います。
0:20:49	はい規制庁の椅子取りづらいと録音再開します。
0:20:53	では都築野瀬資料説明をお願いします。
0:20:56	はい。中電力笠野です。引き続き資料資料番号で言うとSSS の川内川でS s -7 の資料。
0:21:07	設置変更とカセ所比較表という形で、
0:21:11	作成をしている資料をお願いします。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:21:20	はい。
0:21:33	千田井川のほうの資料で説明させていただきます。
0:21:38	この資料は
0:21:42	設置個設置許可し、へん、設置変更許可申請書を今回申請したところを、次回補正をかけていこうと思っている箇所という。
0:21:52	形の3連表でして、一番左が許可が最初に許可を受けている記載で、左から2列目が今回、
0:22:04	新屋特定せずに関して当初申請した記載の内容、
0:22:09	そのうち赤字の箇所が、基調から変えている箇所になります。で、左から3列目、補正、ちょっと括弧予定と書いてありますが、
0:22:19	ここ、その中、その左側補正予定と書いてる。
0:22:24	別の中で、青字としている箇所を今後補正をしようという、思っている箇所になります。
0:22:35	今後変えていく補正をかけていくっていうところを、
0:22:39	ですけども右下の通し番号をつけてますけど4ページ目のところから、ミナミも、
0:22:48	主な補正箇所として概要としては
0:22:52	基準地震動の応答スペクトルのスペクトルの図と、基準地震動の加速度時刻歴系
0:23:00	を審査いただいた内容で、改めて今回、
0:23:07	補正をしようというところになります。
0:23:10	0と。
0:23:11	実際の図が5、5ページ目に書いてありますけど、
0:23:16	こちら本文側の中に書いてあるS sのオートスペクトルで、川内で言うとS s3に関して当初申請から一部変わっておりますので、この内容を、
0:23:26	変更しているところになります。それが6ページ目7ページ目と続いていきます。
0:23:36	で、9ページ目はちょっと若干、他のところとステータスが、この辺になりますが、経理的基礎に関して、
0:23:44	最終的な形でして、こういう形に、
0:23:48	なる。
0:23:50	このいう形で補正を、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:23:52	指定申請書としてはこういう形になって食うところでありませ
0:23:57	実際に補正するタイミングについてはちょっと社内調整等はやり
0:24:08	続いて 11 ページ目から、添付書類 5 になりますけど、
0:24:14	その補正箇所としては流通者人数のちょっとデータの更新という
0:24:24	13 人数を、
0:24:26	直近の
0:24:28	8 がⅡの値として更新をかけていく、いってるような形になる。
0:24:37	これまでのヒアリングの中で一部ご説明した内容で、適正化をし
0:24:50	改めてね、こちらの適正化という形で手直しをさせていただ
0:24:55	幾つかございます。
0:24:59	続いて、24 ページ目以降からが、添付書類 8 に関する補正にな
0:25:06	この中も
0:25:08	基本的にスペクトル関係、テンパチに関しては弾性設計地震動、
0:25:12	スペクトルを、等高線をかけるような形で補正をしていく。
0:25:19	形になります。
0:25:27	実際のズーが右下 47 ページ目、そいつ、仙台だから、
0:25:32	1 号側、
0:25:34	南原発の 1 号側にはなりますけど 47 ページから、
0:25:38	青枠をつけてる箇所が、補正の対象になっている図面になりま
0:25:45	そっから図面がしばらく、54 ページまで、54 ページ目まで続
0:25:53	そういう
0:25:55	補正をしていこうと思っております。右下 55 ページ目からは原
0:26:02	の記載ですがこちら 1 号機と同じような、
0:26:05	形になります。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:26:10	1ヶ所ちょっとすみません、ページ前後しますが右下の42ページ目になりますが、千田井川。
0:26:18	添付書類8の中で
0:26:21	説超過遅延規則への適合に関して方針に関して記載をしている章立てにありますがこの中で、先ほど説明した通り42条、
0:26:30	関連しているというところなので、この記載を追加をしようと考えております。
0:26:40	大枠説明は以上になります。
0:26:49	規制庁の尾野です。何か確認することありますか。
0:27:01	自主電力アサノです添付書類11位はちょっと比較表としてはつけておりませんが補正は構成会社はありませんので、
0:27:12	はい。はい。
0:27:15	はい。
0:27:23	規制庁アサノごめんなさい、私の理解が足りなくてあれですねこれは次、補正するときに変更のやつ、勝玉井鴎田っちゅうことで理解しました。
0:27:32	一応確認した店舗ってあれですよごめんなさいちょっと前すぎて、覚えてないんですけど、人数程度しか変わらなくてあとその時点の組織とかちょっと変わったりするものあれば、それを適切に反映してます程度。
0:27:45	と理解してますけど大丈夫。それでよろしいですか。大和久層の通りでしてあとちょっと狭い一部
0:27:52	貴重かで
0:27:53	特重関係が絡む場合の地裁プリのところを、
0:27:57	ちょっと入ってなかった部分があったのでそこをちゃんと適正化をさせていただいているという箇所は、あります。
0:28:04	規制庁の3の理解しました基本的に記載の適正化と、その時点の人数等の修正と理解しました。ありがとうございます。他ありますか。
0:28:25	規制庁の谷津アノ。
0:28:29	店さんとかの、
0:28:31	話のやつは、
0:28:32	ごめんなさいちょっとだけ確認なんですけどこれはあれなんですか。
0:28:36	次回補正。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:28:39	次に、
0:28:40	入れる間に合わない。
0:28:43	間に合わないってことでいいんですか。ちょっとこれあれか。
0:28:47	そうですねちょっとこの記載ぶりで、
0:28:50	その取り扱いが、
0:28:52	よくわからなかったんですけども、
0:28:56	注釈の意味だけちょっと確認させていただけたらと思うんですけど。
0:29:00	補正時に記載っちゅうのは、
0:29:03	どの時点の補正とかっていうのはわからなくて、その次回検討しているものじゃなく、
0:29:09	かもしれないっちゅうことです。
0:29:16	大野さんがおっしゃる通りでして、
0:29:19	この補足説明で説明するタイミングでちょっと具体的な
0:29:24	形お示しできなかったの。
0:29:27	ですけど、実際に個性として提出する場合には、もうもちろん具体的な中身を入れて、させていただこうと思っているというニュアンスで
0:29:38	米がちいで、黒字で書いてあるところですけど、
0:29:41	そういう趣旨で書いております。
0:29:49	規制庁宮です点点す。電算と個人。
0:29:57	. 3の工事計画のところかな、今ホールドになってますよねっていうことで、
0:30:01	今次回放水はちょっと決まってませんが、には何とか間に合わせるようには努力はするものの、
0:30:09	もしかしたら別になるかもしれないというのが今の現状だという、それぞれ理解でいいですか。
0:30:16	九州電力浅野ですミヤモトさんがおっしゃる通りでございます。
0:30:45	規制庁の尾野ですそれでは他ありますか。江崎さん大丈夫ですかね。
0:30:52	特にありません。
0:30:55	はい、ありがとうございます。
0:30:56	そうすると、これで、
0:30:59	ほかに説明内容ってありますか。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:31:03	あともう一つ質問があったその地震本部側の審査状況どうですかっていうのを、多分ご確認されたいという話があったと思うんですけども、ちょっとですね今日本日そのまさにその審査会合をやっておりまして、
0:31:16	その中で多分、はい。話がどうなるかっていうのがと変わってくるところは我々もちょっとどこまで話せるかっちゃうのもわからない状況ですので、担当者もそちらの方に出ていますんで、
0:31:28	なんでもすごくお聞きされたいっていう話であればまたちょっと別途設けさせていただくような話になるのかなと思ってます。室長の下のごめんなさい。そうですねちょっと、
0:31:40	例えば本日やってるんで、後で審査会合ミトメマスごめんなさい。すいません。
0:32:11	あ、規制庁の尾上最後全体通してありますか。
0:32:17	9電さんの方から何かありますか。
0:32:20	ちょっと1点、
0:32:23	事前にちょっと確認させていただいてたところで、そのテンプさんと効力大田てってやっぱり衣装者ですよっていうところの確認をさせていただいてたんですけども、
0:32:34	やっぱりそうなっちゃいますよねっていうことの確認。
0:32:49	規制庁宮バラバラに出すのもあまりやっぱりA、なお、
0:32:55	良くないかなと。要は全体の訊け経歴書っていうのはやっぱり工事があって初めて成り立つもんなのに、どっちかだけ出してどっちかだけ出さないっていうのを、
0:33:06	ちょっとバランスが悪いかなと思うのでそこは事業者の方でよく考えていただければなど、そう思います。
0:33:13	はい、了解しました。
0:33:15	規制庁のちなみに、先行であれなんすけどバラバラに出してる例とかかってない、海タカギリなかったです。はい。規制庁、了解しました。ありがとうございます。
0:33:31	規制庁の尾野です。それではヒアリングを終了したいと思いますありがとうございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。